

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変者】

○ [清瀬市物価高騰対応重点支援給付金(家計急変世帯分)]と一緒に提出下さい。

1. 下記にチェック(☑)して下さい。

私の世帯は、予期せず家計が急変したことにより、収入が減少しました。

2. 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入して下さい。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入(見込)額 (D×12) ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円			円	円

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑して下さい。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑して下さい。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の任意の年月を記入して下さい。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の「収入の減少のあった年月」(④)の収入を記入して下さい。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入下さい。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出下さい。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入下さい。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出下さい。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入下さい。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出下さい。

- ⑥ 「年間収入(見込)額」欄には、【D】欄(収入合計額)を12倍した金額または実際の年間収入額を記入して下さい。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入して下さい。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

世帯全員それぞれが⑥≤⑦の場合、裏面は不要です。1人でも⑥>⑦の場合、該当者のみ裏面に記入して下さい。

3. 表面で⑥>⑦の方について記入して下さい。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 (見込)額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
	氏名		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

⑥「年間収入(見込)額」欄には、表面の年間収入(見込)額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入下さい。

- ①Aの給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③Aの給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④Aの給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」欄

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12カ月相当額をご記入下さい。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出下さい。

⑩「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入下さい。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- :60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - :60万円超130万円未満 → 60万円
 - :130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - :410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- :110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - :110万円超330万円未満 → 110万円
 - :330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - :410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入下さい。

$$\text{年間所得見込額} = \text{⑥年間収入(見込)額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」欄には、表面の①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入して下さい。

※限度額は下の早見表から、表面の①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入して下さい。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 135.0万円 ※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

上記で全員が⑪≤⑫の場合、家計急変世帯に該当します。